

明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程

2006年3月30日制定

2005年度規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究活動の促進を図ることを目的として、研究を遂行する上で必要となる研究推進員及び研究支援者の採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、科学研究費助成事業による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びにその他本大学が認めた研究プロジェクト（以下「研究プロジェクト等」という。）に適用する。

(定義)

第2条 この規程において「研究推進員」とは、研究プロジェクト等を遂行するため、特定の期間に限り学校法人明治大学（以下「法人」という。）と雇用契約を締結し、本大学に所属する研究代表者のもとで研究スタッフとして当該研究プロジェクト等の遂行業務に従事若しくは主体的に協力する者又は学外諸機関の定めに基づく研究活動を遂行する者であって、次の各号に掲げるものをいう。ただし、第5号に掲げる者は法人との雇用契約を要しない。

(1) 専門研究員

(2) 博士研究員（ポスト・ドクター）（以下「博士研究員」という。）

(3) 研究員

(4) 特別研究員

(5) 客員研究員

2 この規程において「研究支援者」とは、研究プロジェクト等を遂行するため、特定の期間に限り雇用契約を締結し、本大学に所属する研究代表者のもとで研究代表者又は研究スタッフの補助者として当該研究プロジェクト等の遂行業務に従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) リサーチ・アシスタント（プロジェクト型）（以下「RA」という。）

(2) 研究技術員

(3) 補助研究員

3 この規程において「研究代表者」とは、研究プロジェクト等における本大学の研究責任者をいう。

(研究推進員の資格)

第3条 専門研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事するものとする。

2 博士研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者（社会科学及び人文科学の分野にあっては、博士の学位を取得している者に相当する能力を有する者を含む。）であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事するものとする。

3 研究員となることができる者は、自然科学分野に係る修士の学位を取得し、かつ、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事するものとする。

4 特別研究員となることができる者は、独立行政法人日本学術振興会特別研究員又は本大学が学外諸機関から受け入れる研究員（以下「学振特別研究員等」という。）であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事し、又は学外諸機関の定めに基づく研究遂行に従事するものとする。

5 客員研究員となることができる者は、博士の学位を取得し、又は博士の学位を取得している者に相当する研究業績を有し、かつ、本大学の研究プロジェクト等の業務に主体的に協力できる者であって、当該業務に参加するにあたり雇用契約を要しないものとする。

6 前項のほか、客員研究員の資格については、別に定める。

（研究支援者の資格）

第4条 RAとなることができる者は、明治大学RA・TA、SA及び教育補助講師採用規程に定める資格を有する者とする。

2 研究技術員となることができる者は、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、大型機器、特殊機器等の操作等にかかわる特殊技術又は熟練した技術を必要とする業務に従事する者とする。

3 補助研究員となることができる者は、本大学の研究プロジェクト等の実施に必要な補助的業務に携わる者であって、当該業務を遂行する上で必要な能力を有するものとする。

（採用等手続）

第5条 研究代表者は、研究推進員又は研究支援者の採用を希望するときは、

当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を、当該研究プロジェクト等を所管する部署を通じて研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）に提出し、採用等手続を行う。

- (1) 採用申請書
- (2) 履歴書
- (3) 推薦書
- (4) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する特別研究員の採用及び第5号に規定する客員研究員の受入等手続に関する事項は別に定める。

3 前2項の申請は、研究・知財戦略機構会議に付議し、その承認を得るものとする。

（雇用期間及び雇用契約の更新等）

第6条 研究推進員（客員研究員を除く。）及び研究支援者の雇用期間及び雇用契約の更新等については、「学校法人明治大学研究推進員及び研究支援者の任免及び就業に関する規程（2021年度規程第2号）」（以下「就業規程」という。）第6条の定めるところによる。

2 就業規程第6条第2項から第5項までの規定にかかわらず、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第1項各号に該当する研究推進員又は研究支援者の雇用契約は、通算10年を限度とする。

3 本大学の博士研究員又はRAであった者は、就業規程第6条第2項から第5項までの規定により雇用契約の更新をする場合を除き、当該雇用契約終了後、再度、同一の職に採用することができない。

4 本大学の専門研究員、研究員、研究技術員又は補助研究員で、当初の採用日から起算して、就業規程第6条第2項から第5項までに規定する更新限度が経過したことにより契約を終了した者は、当該契約終了日から6か月以上経過した場合に限り、再度、同一の職に採用することができる。この場合における雇用契約は、本条第1項及び第2項の規定を準用する。

（受入期間・再申請等）

第7条 客員研究員に係る受入期間は、当該研究プロジェクト等の実施期間の範囲内で、個々に定める期間とする。ただし、客員研究員が当該研究プロジェクト等の参加中止を申し出て、研究代表者がこれを了承したときは、研究・知財戦略機構会議の議を経て、当該申出日をもって受入を終了したものとする。

- 2 研究代表者は、当該研究プロジェクト等の進捗状況により、当該客員研究員の受入について再申請することができる。

(給与等)

第8条 研究推進員（客員研究員を除く。次項において同じ。）及び研究支援者の給与及び通勤手当（以下「給与等」という。）は、それぞれの雇用契約において定める。

- 2 研究推進員及び研究支援者への給与等の支払は、法人が行うものとし、当該給与等の支払額及び各種保険料（法人負担分）は、当該研究に対し交付される研究費をもって充当しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については当該各号の定めるとおりとする。

(1) 第2条第1項第2号に定める博士研究員のうち、学長が示す教員人事基本方針に基づき、学部長会及び理事会が承認した博士研究員
法人が給与等を支給することとし、詳細は別に定める。

(2) 第2条第1項第4号に定める特別研究員
原則として、給与等の支払は、法人が行うものとし、当該給与等の支払額及び各種保険料（法人負担分）は、学外諸機関の定めに基づき、交付される研究費等をもって充当することとし、詳細は別に定める。

(所属及び勤務地)

第9条 研究推進員及び研究支援者の所属及び勤務地は、就業規程第7条の定めるところによる。

(呼称)

第10条 研究推進員及び研究支援者の呼称は、第2条に掲げる当該の名称に明治大学を付したものである。ただし、必要に応じて、当該研究の名称又はその略称を括弧書きで付することができる。

(証明書の発行)

第11条 研究推進員及び研究支援者には、身分証及び採用又は受入履歴に関する証明書を発行することができる。

(本大学の施設の利用)

第12条 研究推進員及び研究支援者は、必要に応じて、本大学の教育研究施設・設備を利用することができる。この場合において、研究推進員及び研究支援者は、当該施設・設備に係る管理者に対し、校規に準じて許可を得るものとする。

(知的財産権)

第13条 研究推進員及び研究支援者との研究により生じた知的財産権に

については、明治大学発明等に関する規程に定める。

(実施細則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究推進員及び研究支援者の扱い及びこの規程の施行に関し必要な事項は、当該研究の実施要領、受託契約等に基づき、別に定めることができる。

附 則（2005年度規程第29号）

(施行期日)

- 1 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。
(要綱の廃止)
- 2 明治大学研究支援者に関する要綱（2003年度例規第7号）は、廃止する。

(通達第1448号)

附 則（2008年度規程第34号）

この規程は、2008年（平成20年）10月2日から施行する。

(通達第1739号)（注 グローバルCOE博士課程研究員の新設に伴う改正）

附 則（2013年度規程第22号）

この規程は、2014年（平成26年）3月20日から施行し、改正後の規定は、2013年（平成25年）4月1日から適用する。

(通達第2238号)（注 研究推進員及び研究支援者に係る採用期間の変更等に伴う改正）

附 則（2016年度規程第8号）

この規程は、2016年（平成28年）10月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第1号及び第2号に規定する研究推進員の雇用契約、採用期間等の通算期間については、各名称変更前の資格に係る採用日から起算する。

(通達第2414号)（注 研究員の.new設及び資格名称、採用資格等の変更に伴う改正）

附 則（2019年度規程第36号）

この規程は、2020年3月19日から施行する。

(通達第2702号)（注 労働契約法の特例対象となる研究推進員及び研究支援者に係る雇用期間の限度の延長、グローバルCOE博士課程研究員に係る規定の削除等に伴う改正）

附 則（2021年度規程第4号）

この規程は、2021年5月13日から施行し、改正後の規定は、同年4月15日から適用する。

(通達第2788号)（注 学校法人明治大学研究推進員及び研究支援者の任免及び就業に関する規程が制定されたこと等に伴う改正）

附 則（2023年度規程第19号）

この規程は、２０２４年４月１日から施行する。

(通達第２９６０号)(注 客員研究員の受入手続き及び管理体制等の見直しに伴う改正)

附 則（２０２３年度規程第６５号）

この規程は、２０２４年３月２４日から施行する。

(通達第３０２１号)(注 ＳＡ制度新設に伴う関連条文の改正)

附 則（２０２４年度規程第１８号）

この規程は、２０２５年４月１日から施行する。

(通達第３０６１号)(注 研究推進員（特別研究員）の制度新設に伴う改正)

法人が給与等を支給するポスト・ドクターの処遇について

2006年3月30日理事会承認

「明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程」第8条第3項の規定に基づいて採用されるポスト・ドクター（以下「ポスト・ドクター」という。）にかかわる給与等の処遇について、次のとおり定めるものとする。

なお、詳細については、それぞれの雇用契約において定める。

- 1 ポスト・ドクターには、月額230,000円の給与を支給する。
- 2 ポスト・ドクターの1週当たりの勤務時間は、20時間以上とする。
- 3 ポスト・ドクターの通勤手当は、学校法人明治大学教職員給与規程により、専任教職員に準じて支給する。
- 4 ポスト・ドクターの旅費は、学校法人明治大学専任教職員旅費規程に準じて支給する。ただし、学会出張旅費の支給を受けることができる年度内回数は、2回までとし、そのうち1回は、学会において研究発表を行うことを条件とする。
- 5 ポスト・ドクターには、特定個人研究費取扱要領を適用しない。
- 6 ポスト・ドクターは、法令に従い、雇用保険に加入する。なお、厚生年金保険及び健康保険の加入条件は、1週当たりの勤務時間26時間以上とする。

以 上